

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 改訂の概要

令和 5 年 12 月 25 日改訂

2024 年度に実施する施策及び 2025 年度以降の実施に向け検討する施策の方向を決定

1 日本の強みを最大限に発揮するための取組****

- 今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域を新たにターゲット国・地域に位置づけるため、輸出拡大実行戦略（別表 1）に掲げる輸出重点品目別の輸出目標等を改訂。
- 有望な国・地域に輸出支援プラットフォームの設置を拡大。米国のプラットフォームにヒューストンの事務局を追加設置するとともに、2023 年度中にも、マレーシア（クアラルンプール）及び U A E（ドバイ）に新設予定。
- 輸出支援プラットフォームを活用し、日系以外の商流における商流構築を現地発で推進。

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

- 農林水産大臣、J A グループの長を構成員とする「輸出関係連絡協議会（仮称）」を設置し、輸出に意欲的な J A へのサポートや輸出人材の育成を連携して推進。
- 海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地」（仮称）を選定・公表。みどり戦略交付金に輸出産地向けの優遇措置を新たに設けるなど他の施策と連携しながら、輸出産地の成長段階に応じた切れ目ない支援を実施。
- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）と A F J 日本農業経営大学校が連携した輸出講座の開設、輸出実務経験者等の専門人材と輸出事業者のマッチングの推進など、輸出人材の育成・確保を促進。
- 輸出に伴い海外で生じる利益を日本の食品産業事業者が取り込めるような海外展開を促すため、投資に係るフィージビリティ・スタディへの支援等を実施。

3 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- 科学的根拠に基づかない規制措置に対しては、引き続き政府一体となって、即時撤廃を求めていく。
- 「水産業を守る」政策パッケージを活用し関係省庁、J E T R O 等の関係機関が一体となって、輸入規制強化の影響を受けている水産物の輸出先の転換・多角化を推進。
- 我が国の優良品種の保護・活用を進めるため、海外ライセンス指針に則して海外からのロイヤルティ収入を新品種開発に投資するサイクルや輸出先国における周年供給モデルを構築。
- 品種の侵害防止に向けた国内ライセンス指針の策定など管理の枠組み強化とこれを支える知財教育の充実を推進。